

# 御池通まちかど駐輪場の再整備及び管理運営を行う事業者の募集要項

本市ではこれまで駐輪需要の高い地域の道路の一部を活用し、駐輪スペースの確保に努めてきました。

この度、平成21年に供用を開始した御池通まちかど駐輪場が、令和6年度末をもって事業期間が満了することから、当該地において道路空間等を活用した自転車等駐車場の再整備及び管理運営を実施する事業者を募集します。

## 1 概要

### (1) 内容

事業者は、別紙1～4に示すとおり路上の一部を占用し、自らの出資・責任により駐輪器具及び付帯設備の施設の整備と管理運営を行う。

### (2) 場所

京都市中京区

※ 別紙1及び2のとおり

### (3) 収容台数

#### ア 現在、駐輪場として供用している区画

現状の収容台数程度を維持すること。占用範囲は、次のイに示す増設箇所を除き、既設の駐輪場の範囲とする。

(参考) 河原町エリア：自転車208台、烏丸エリア：自転車210台

#### イ 新たに駐輪場として供用する予定の区画（別紙1及び4中、増設候補地とある部分）

既設の駐輪場と同程度の車室間隔により、基盤工事を含め、自転車等駐車場の運営に必要な全ての機器やラック等の設置及び配管等を行うこと。（想定収容台数：8台）

なお、当該区画について、工事の支障となるような配管等の埋設物の存在は、当該箇所施工時の図面上では確認できなかったが、西部土木みどり事務所と調整の上、応募事業者の負担により試掘を行い、その状況を当室に適宜報告すること。試掘する時期については、次期駐輪場運営事業者が決定後に行うものとする。

#### ウ 駐輪しやすい区画への変更

烏丸エリア第4区画（別紙3）において、車室間隔を広げる等により、駐輪しやすいラックを設けるとともに、広めの車室を必要としている者が優先的に駐輪できるような表示を行うこと。

なお、この場合においては、収容台数が減台となってもよいものとする。

### (4) 運営期間

令和7年4月1日から令和22年3月31日まで（15年間）とし、事業者決定後、事業協定を締結する。

なお、道路占用許可は、事業者において、5年ごとに更新手続を行うこと。

## 2 駐輪場事業の内容

事業者は、本市から道路占用許可を受け、自らの出資により自転車等駐車場を整備し、管理運営を行うこと。

### (1) 事業者が行う業務の範囲

以下のア～カとし、現行の御池通まちかど駐輪場の整備の際、本市が既に敷設している電気等の配管（駐輪場に付随するものに限る）は、継続して使用してもよいが、二次配管※については事業者で敷設すること。

※ 京都市の埋設地下配管（一次配管）から分岐し引き込んだ配管を指す。

なお、現行事業者が二次配管として敷設している電気等の配管、柵、標識令で定められた駐車可標識を、応募者が現行事業者と協議の上、継続して使用することを妨げないが、継続して使用することとした場合、書面等により、管理等の責任の所在について明確にしておくこと。

ア ラック、案内板、反射材を装備した柵、照明器具、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」で定められた駐車可標識（指示標識 403 及び補助標識）、標示、防犯力メラ、配線、料金徴収機器、利用約款等、自転車の駐輪に必要となる全ての施設整備及び維持管理

イ 駐輪場整備に必要となる駐輪機器等事業者の財産とすべきもの以外の土木施設（フェンス・舗装・排水施設等）の清掃や軽微な維持補修を含む日常的な維持管理等

ウ 料金徴収や不正駐輪、放置自転車への対応など自転車等駐車場の管理運営全般

エ 管理運営上発生するトラブルやクレーム等の対応

オ 駐車場内とその周辺における巡回、除草等清掃活動による良好な環境の維持

カ 利用者への駐車指導及び利用案内

### (2) 提案にあたっての基本的条件

ア 不特定多数の者が 24 時間利用可能な駐輪場とすること。

イ ゲート式の自転車等駐車場としないこと。

ウ 別紙 1 及び 2 にある自転車等駐車場の設置場所に、ラックを設置すること。

なお、その際のラック間隔は、烏丸第 4 区画は 50 センチ以上、増設する区画は 45 センチ以上、それ以外の区画は現行幅以上とすること。また、幅広タイヤや子乗せ付自転車など、多様な自転車も駐輪できるようなラックを設置すること。

エ 利用種別は、一時利用のみとすること。また、決済方法は、現金のほか、バーコード決済や IC カード決済などのキャッシュレス決済にも対応すること。

オ 料金設定は、利用者ニーズや近隣駐輪場との均衡を考慮すること。

カ 施設の設置、事業期間中の維持修繕及び管理運営に係る一切の経費を負担すること。

キ 利用者からの利用料金は、事業者の収入とする。

ク 自転車等駐車場の管理運営方法は、有人、無人を問わないと、占用箇所内への事務所の設置は一切認めない。やむを得ず、事務所を設置する必要がある場合は、事業者において、道路占用箇所以外に設置すること。また、24 時間対応可能な体制を構築すること。

ケ 前輪など自転車の車体の一部を固定する器具等によるものとし、駐輪ごとに暗証番号が設定できる仕様とすることなどにより第三者が精算等をできないようにすること。

- コ 白色区画線により車室を区切ること。
- サ 防犯カメラを料金収納機器の周囲だけではなく、駐輪場全体が確認できるように設置すること。
- シ 長期駐輪や不正駐輪が生じないようにすること。
- ス 料金徴収機器等の整備に必要な通信回線は、事業者の負担で準備すること。
- セ 既設部分において電力が必要な場合は、駐車場内に設けている受電点から、事業者の負担で電力線を配線すること。増設部分については、必要な工事を事業者の負担で行うこと。
- ソ 当該まちかど自転車駐輪場内は禁煙とし、場内に掲示すること。
- タ 御池通まちかど駐輪場は満車であることが多いため、周辺の駐輪場の利用を促すような周知・啓発活動について提案すること。また、その中に、特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード」）を受け入れ可能な駐輪場への誘導策も併せて提案すること。
- チ インボイス制度に対応すること。
- ツ 設置する駐輪器具等は、市街地景観整備条例及び同規則並びに眺望景観創生条例を踏まえ、周囲の景観と調和の取れた、周辺景観にふさわしいものとすること。

なお、駐輪器具や看板等の設置前に、本市都市計画局都市景観部景観政策課及び広告景観づくり推進課に対し、意匠や材質、色彩などの見本を提示し、協議調整の上、必要な手続を行うこと。（【参考1】景観に配慮した駐輪器具等について）
- テ 事業期間が満了した場合や事業者の自己都合などにより事業を廃止した場合、また、占用許可更新手続を怠った場合など、自転車等駐車場を設置することができなくなった場合は、本市の指示に従い、事業者により駐輪器具等を撤去し、道路を原状に回復すること。
- ト 事業者は、別紙1及び2の場所を自転車等駐車場用地として使用することとするが、土地の使用に当たり、京都市道路占用料条例（以下「占用料条例」という。）に基づく道路占用料を本市に支払うこと。

道路占用料については、近傍類似の土地の価格を基に算出された1m<sup>2</sup>当たりの金額に占用料条例が定める率及び自転車駐輪器具一式が占める面積を乗じて算出した額となり、道路占用許可日が属する月分から徴収することとする。

なお、年間の道路占用料は、約3千万円／年（令和7年度概算）となる見込みである。
- ナ 占用期間中であっても、道路工事等、公益上やむを得ないと認められるときは、道路法の規定により、道路管理者がこの許可を取り消し、許可条件を変更し又は占用物件の改築、移転及び除却若しくは原状回復を命じることがある。この場合の費用は、事業者の負担とする。ただし、それが道路管理者以外の行為によるものである場合は、当該原因者と協議を行い、自転車等駐車場の運営に支障が出ないようにすること。
- ニ 工事の着手前には、工事方法、工程等を本市に連絡し、承認を受けること。また、本市建設局土木管理部道路河川管理課、西部土木みどり事務所、地元、警察などの関係機関との調整を必ず行うこと。
- ヌ 自転車歩行者道上の建築限界である高さ2.5mを確保すること。

ネ 道路使用許可など関係各所との協議により、提案された内容の修正が必要になる場合があることを了承した上で応募すること。

ノ 占用についての一般条件（【参考2】参照）を厳守すること。

(3) 施工にあたっての基本的要件

ア 施工に先立ち、地下埋設物等の占用物件の配置状況を把握するとともに、占用物件の管理者と調整し、占用物件の破損やそれに伴う事故等の防止に努めること。

イ 工事に際して予想される埋設物の管理者と現場立ち合いの上、当該物件の位置及び深さを確認するとともに、その状況を記録すること。

ウ 事業者として選定された者の責めにより地下埋設物に損害を与えた場合は、速やかに本市に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をしたうえで、当該者の負担により補修すること。

エ 漏水やガス漏れ、配線の断線等による事故を防止するため、事前に試掘をすること。  
また、試掘の際は、人力で施工すること。

オ 許可を受けた工事の着工前に本市建設局土木管理部道路河川管理課に着工届を提出するとともに、完了後は同課に完了届を速やかに提出すること。

カ その他、当室や西部土木みどり事務所等、本市関係部署の指示には必ず従うこと。

(4) 提案項目

ア 駐輪機器の特徴について

イ 駐輪機器の維持管理及びトラブル発生時の対応策について

ウ 周辺駐輪場への誘導策について

### 3 その他の事項

- (1) 毎月の利用状況（収入額や利用台数）について、月ごとに報告するとともに、重大なトラブル等が生じた場合は速やかに本市に報告すること。
- (2) 駐輪に関する全ての機器を定期的に点検し、その結果を本市に報告すること。
- (3) 個人情報保護法、その他関係法令を遵守すること。
- (4) 本市が承認した提案項目については、必ず実施すること。
- (5) 事業者は本市と協定を締結したうえで事業を実施すること。

### 4 応募資格に関する事項

(1) 応募者の資格

応募できる者は、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行ううえで、人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有するものとする。

なお、複数の法人等が構成するグループで応募する際には、全ての構成員が応募の資格を有していること。また、グループの代表となる法人等を定め、本市への質疑や書類の提出等は当該代表法人が行うこと。

ア 京都市一般競争入札有資格者名簿に登録されている者で、応募時に、その資格について停止措置を受けていない者。

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 刑法第96条の6又は同法第198条に違反する容疑があつたとして逮捕され、又

は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

- エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は同法第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- オ 所得税、法人税、消費税、本市市税、本市水道料金及び本市下水道使用料を滞納していないこと。
- カ 京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことのほか、事業者としてふさわしくない者でないこと。
- キ 有料の駐輪場について、整備及び管理運営の実績があること。

## (2) 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外する。

- ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合
- ウ その他不正行為があったと認められる場合

## 5 応募方法

### (1) 現場説明会

- ア 令和6年10月21日（月）10時～雨天決行
- イ 希望者は、令和6年10月18日（金）午後5時までに現場説明会参加申込書（様式5）を建設局自転車政策推進室へ持参、郵送、FAX又はメールにて提出すること。  
また、開催当日には、募集要項などの資料一式を印刷のうえ持参すること。

#### 〔提出場所〕

京都市建設局自転車政策推進室（京都市役所分庁舎3階）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
TEL：075-222-3565 FAX：075-213-0017  
メールアドレス [jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp)

### (2) 質問事項の受付及び回答方法

#### ア 質問事項受付期間

令和6年10月11日（金）～令和6年10月25日（金）

#### イ 提出場所

京都市建設局自転車政策推進室（京都市役所分庁舎3階）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
TEL：075-222-3565 FAX：075-213-0017  
メールアドレス [jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp)

#### ウ 提出方法

質問票（様式6）に記入のうえ、令和6年10月25日（金）午後5時までに持参、郵送、FAX又はメールにて提出すること。（電話や口頭での受付は行わない。）

#### エ 回答

令和6年11月1日（金）までに京都市ホームページにおいて公開する。

### (3) 提案書の受付

#### ア 受付期間

令和6年10月11日（金）～令和6年11月15日（金）

土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

#### イ 受付場所

京都市建設局自転車政策推進室（京都市役所分庁舎3階）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

#### ウ 受付方法

提出書類を持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合、令和6年11月15日（金）午後5時【必着】

#### エ 提出書類

提出部数（正本1部、写し6部）

（ア）御池通まちかど駐輪場の再整備及び管理運営を行う事業者選定申込書（様式1）

（イ）誓約書（様式2）

（ウ）法人概要（様式3）

（エ）駐輪場整備実績（様式4）

（オ）提案書（任意様式（A4サイズ2～3枚程度））

（カ）償還計画表（収支試算表）（任意様式）

（キ）事業者の概要・財務状況等に関する書類（様式任意）

##### a 沿革

既存のものでも可。ただし、時系列で記載し、事業内容についても具体的に記入すること。

##### b 代表者の履歴

##### c 役員名簿

既存のものでも可。ただし、他法人の理事との兼職がある場合は、法人名と役職を記載すること。

##### d 法人運営に関する資料

経営理念・方針とその実現、経営の効率化や透明性の確保、管理・チェック体制などが分かる資料を添付すること。

##### e 監査指摘等の状況

過去3年間の法人監査指摘状況及び改善状況を全て記載すること。

##### f 定款又は寄附行為

最新のものを提出すること。

##### g 法人登記簿謄本

応募申込日前3箇月以内に発行された現在事項全部証明書を提出すること。

##### h 印鑑証明書

応募申込日前3箇月以内に発行されたものを提出すること。

##### i 決算書類

最近3年間の決算書類

法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属

明細表、現在経営(運営受託施設を含む。)施設の決算書類も含めて提出すること。

j　納税証明書等

令和6年4月1日以降に発行された直近2年分の未納のないことの証明書の原本を提出すること。

(a) 国税（法人税及び消費税）

(b) 市税（本市に事業所がある場合、市民税、法人市民税及び固定資産税）

(4) 応募に関する留意事項

ア 応募書類の取扱い

(ア) 応募者の提案は1件に限る。

(イ) 応募書類は、理由の如何を問わず、返却しない。

(ウ) 京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。

(エ) 提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできない。

(オ) 本市が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。

(カ) 本市が必要と認める場合、応募書類等の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施することがある。

(キ) 事業者からの質問に対する本市の回答内容を了承したうえで応募すること。

イ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本市は、事業者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用することができるものとする。また、事業計画等の応募書類の内容及び事業者の選定結果を公表する場合があり、応募者はこれに対して異議を申し立てることができない。

エ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を掲示したりすることも禁ずる。

## 6 選定方法

(1) 選考基準

事業者を選考する基準は、整備能力、維持管理能力、管理運営能力等を以下の事項に従って、総合的な観点から、公平かつ客観的に選考する。

ア 駐輪場の維持管理・運営等を安定的に行うことができる経済的及び技術的能力を有しているか。

イ 多様化する自転車も駐輪しやすいラックとなっているか。また、第三者が故意に出庫できないような仕組みとなっているか。

ウ 立地や利用者特性に応じたキャッシュレス決済の手段が用意されているか。

エ 機器を正常な状態で維持し続ける管理体制となっているか。また、トラブルが生じた場合、利用者の不便が最小限となるような体制が構築されているか。

オ 近隣駐輪場の周知や誘導策が放置自転車対策として効果的なものか。

カ その他駐輪場を適正に管理することが可能か。

(2) プレゼンテーション

提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。

日時については、令和6年11月中旬ごろ、別途連絡する。(令和6年12月開催予定)

1団体当たり20分程度（説明10分、質疑10分）とし、参加人数は、3名までとする。

なお、資料の追加は一切認めない。

(3) 事業者決定

最高得点を得た団体を事業者として決定し、選考結果は、選定・非選定にかかわらず、応募者に通知する。